



擬木製品使用の制限について（通知）

技術基準の種類:設計・施工
通知日:平成12年6月22日

（案 1 - 1）

管 第 212 号
平成12年6月22日

部 内 各 課 長
各 土 木 事 務 所 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長
姫 路 鳥 取 線 用 地 事 務 所 長

様

土 木 部 長

擬木製品使用の制限について（通知）

このことについて、下記のとおり公共土木施設への擬木製品の使用を制限し、天然素材を用いた製品を使用することとしましたので、今後の発注工事より適用してください。

記

- 適用範囲 階段、手すり、ベンチ、案内板、植栽縁石等で景觀に配慮の必要な施設においては、原則擬木製品を使用せず木材製品を使用する。
ただし、腐食等により人命に危険を及ぼすおそれのある施設（転落防止柵、高所の遊具など）、及び水ぎわ等で著しい腐食が予想される箇所においてはこの限りでないが、使用製品について担当事業課と協議すること。
- 使用材料 防腐処理を施した製品
- 維持管理 木材製品使用箇所については、定期的に施設の点検、調査を行い、必要に応じて製品の取り替え、構造変更を行うこと。
点検、調査については、別添「県有施設及び工作物等の総点検について（通知）」（平成9年11月10日付管財第88号総務部長通知）に準ずるものとする。
- その他 過年度に擬木製品を使用している箇所、連続しての施工が望ましい箇所等擬木製品の使用が望ましいと考えられる箇所については、担当事業課と協議すること。